

平成29年度 第3回定期監査（平成30年3月30日報告） 【指摘事項】

対象部局：産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 公園緑地課	1 収入事務について (1) 調定事務 ア 行政財産使用料の算出に誤りがあった。 行政財産使用料の額は、郡山市行政財産使用料条例第2条及び別表備考3の規定に基づき、面積の端数を切り上げて算出するものであるが、面積の端数を切り上げずに算出した額を使用料として調定しているものがあつた。	措置 (完了)	過誤納金については、速やかに返金いたしました。 今後は、複数人での確認を行い適正な事務処理に努めてまいります。  平成30年11月27日措置通知 市長
2 公園緑地課	イ 占用に係る使用料の算出に誤りがあつた。 都市公園の占用に係る使用料の額は、郡山市都市公園条例第10条第1項及び別表第3の規定に基づき算出し、使用期間に1月未満の端数を生じたときは、同条第4項の規定に基づき、日割計算により算出するものであるが、誤った使用期間で算出した額を使用料として調定しているものがあつた。 (7) 日割計算により算出していないもの	措置 (完了)	過誤納金については、速やかに返金いたしました。 今後は、複数人での確認を行い適正な事務処理に努めてまいります。  平成30年11月27日措置通知 市長
3 公園緑地課	(イ) 日割計算により算出せず、さらに、使用期間が1月に満たない場合で100分の108を乗じていないもの	措置 (完了)	過誤納金については、速やかに返金いたしました。 今後は、複数人での確認を行い適正な事務処理に努めてまいります。  平成30年11月27日措置通知 市長
4 職員厚生課	2 支出事務について (1) 賃金支出事務 臨時職員の賃金支出に誤りがあつた。 支出権者は、郡山市財務規則第55条の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならぬが、賃金を誤支給しているものがあつた。 ア 年次有給休暇を取得した日を出勤とし、通勤手当を過支給しているもの	措置 (完了)	臨時職員の賃金については、速やかに出勤簿及び休暇簿を訂正し、過払分の納付を確認いたしました。 今後においては、より適正な事務の執行に向け、調書の作成手順や所属長の確認を周知するとともに、支出権者の確認方法を改善しました。  平成30年11月27日措置通知 市長
5 職員厚生課	イ 特別休暇取得時間の確認を誤り、過剰に減額し支給不足となつたもの	措置 (完了)	臨時職員の賃金については、速やかに出勤簿及び休暇簿を訂正し、不足分を追給しました。 今後においては、より適正な事務の執行に向け、調書の作成手順や所属長の確認を周知するとともに、支出権者の確認方法を改善しました。  平成30年11月27日措置通知 市長
6 公園緑地課	(2) 旅費支出事務 職員の旅費支出に誤りがあつた。 職員の出張については、片道50キロメートル以上の座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする際は、郡山市職員等の旅費に関する条例第13条第3号の規定に基づき、鉄道賃として旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を支給するものであるが、閑散期を通常期とし、急行料金及び座席指定料金を過支給しているものがあつた。	措置 (完了)	過支給した旅費については、速やかに戻入の処理を完了しました。 今後は、複数人での確認を行い適正な事務処理に努めてまいります。  平成30年11月27日措置通知 市長

平成29年度 第3回定期監査（平成30年3月30日報告） 【指摘事項】

対象部局：産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
7 産業政策課	3 契約事務について (1) 入札事務 ア 入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。 普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の7第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならないが、入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第25条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。	措置 (完了)	指摘があった以降の契約においては、一般競争入札において、入札保証金を免除する場合には、参加申請時に関係書類を提出させ、免除要件の確認を行うとともに、契約規則に基づく免除理由を明らかにした書類を作成し、適正な事務処理に努めております。  平成30年11月27日措置通知 市長
8 産業政策課 産業創出課	イ 契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。 契約権者は、郡山市契約規則第23条第1項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。	措置 (完了)	(産業政策課) 指摘があった以降の契約においては、契約事務を行う際に、事務決裁規程に基づく決裁区分を確認し、適正な事務処理に努めております。  (産業創出課) 指摘があった以降の契約においては、契約事務を行う際に、事務決裁規程に基づく決裁区分を確認し、適正な事務処理に努めております。  平成30年11月27日措置通知 市長
9 産業政策課	(2) 支出負担行為事務 支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあった。 1件の金額が200万円以上の委託契約を締結する場合は、郡山市財務規則第54条第1項の規定に基づき、契約を締結する際に支出負担行為として出納機関の確認を受けなければならないが、確認を受けずに契約を締結しているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった以降の契約においては、契約を締結する際に、財務規則に基づく出納機関の事前確認の有無を確認し、適正な事務処理に努めております。  平成30年11月27日措置通知 市長
10 産業創出課 都市計画課	(3) 契約締結事務 契約書記載事項の遅延利息について適切でないものがあった。 契約の相手方の責めに帰すべき履行遅延による遅延利息については、郡山市契約規則第12条の規定に基づき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、規定と異なる処理をしているものがあった。 ア 誤った遅延利息の率で契約を締結したもの	措置 (完了)	(産業創出課) 業務完了していない契約書については、訂正いたしました。 なお、指摘があった以降の契約の際は確認を徹底し、適切に処理しております。  (都市計画課) 業務の完了していない契約書については、訂正いたしました。 また、指摘があった以降の契約締結の際には、再発を防止するため複数名での確認を行うこととし、適切に処理しております。  平成30年11月27日措置通知 市長
11 選挙管理委員会 事務局	イ 遅延利息の額を双方協議の上決定するとし、遅延利息の率を定めずに契約を締結したもの	措置 (完了)	指摘があった以降の契約については、複数人によるチェック体制により適正な事務執行に努めております。  平成30年11月27日措置通知 市長

平成29年度 第3回定期監査（平成30年3月30日報告） 【指摘事項】

対象部局：産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
12 観光課 区画整理課 公園緑地課	<p>4 財産管理事務について</p> <p>(1) 公有財産管理事務</p> <p>ア 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。</p> <p>公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>(観光課)</p> <p>行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録については、財産規則に基づき、平成29年度中に登録いたしました。</p> <p>今後は、登録漏れの無いよう確認を徹底してまいります。</p> <p>(区画整理課)</p> <p>行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録については、財産規則に基づき、平成29年度中に登録いたしました。</p> <p>今後は、登録漏れの無いよう確認を徹底してまいります。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録については、財産規則に基づき、平成29年度中に登録いたしました。</p> <p>今後は、登録漏れの無いよう確認を徹底してまいります。</p> <p>平成30年11月27日措置通知 市長</p>
13 産業創出課	<p>イ 普通財産の貸付けを財務会計システムに登録していないものがあった。</p> <p>公有財産管理権者は、普通財産の貸付けをしたときは、郡山市財産規則第28条の2の規定において準用する同規則第27条の規定に基づき、貸付けの内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>未登録となっていた貸付情報については、速やかに財務会計システムに登録いたしました。</p> <p>今後は、郡山市財産規則の規定に基づき、適正な事務処理を進めてまいります。</p> <p>平成30年11月27日措置通知 市長</p>

平成29年度 第3回定期監査（平成30年3月30日報告） 【意見】

対象部局：産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

担当課	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
1 公有資産 マネジメント課	<p>行政財産目的外使用許可等に係る財務会計システム登録について</p> <p>公有財産の取得管理及び処分については、郡山市財産規則第2章に規定され、平成19年4月1日より、公有財産は財務会計システムに登録して管理することとなっている。</p> <p>定期監査では、財産管理事務として、行政財産目的外使用許可等に係る事務を監査しているが、平成19年4月1日の施行後に執行された事務を対象とした、平成19年度第2回定期監査以降、行政財産目的外使用許可及び普通財産の貸付けに係る財務会計システムの登録がなされていないという指摘が続き、状況が改善しないことから、平成25年度第2回定期監査の報告に添えて、改善策を講じるよう意見を述べてきたところである。</p> <p>しかしながら、システム管理へ移行してからすでに10年が経過しているが、依然として同様の指摘が後を絶たない状況である。</p> <p>登録漏れの原因については、規則の規定を認識していなかったこと、事務引継ぎが不十分であったこと、所属内でのチェック機能が働かなかったことなどが挙げられた。</p> <p>これらのことから、全庁的に、財務会計システムに登録されている公有財産情報の状況把握、郡山市財産規則で規定する「公有財産の管理」について再確認し、実行性のある改善及び再発防止策を講じられたい。</p>	措置 (完了)	<p>これまで、行政財産目的外使用許可等の管理については、市財産規則に基づき財務会計システムに登録するとともに、システムで登録、管理できる項目に不足があるため、財産管理担当が財務会計システムとは別にエクセル等で管理を行っておりました。</p> <p>昨年10月に財務会計システムの更新を行いました。新システムにおいても機能が不十分で、必要な機能を追加するためには改修経費がかかることが判明したことから、経費をかけてまでシステム管理する必要は無いと判断し、市財産規則を改正して財務会計システムへの登録を廃止し、エクセル等での管理とし、事務の効率化を図ったところであります。</p> <p>令和2年12月24日措置通知 市長</p>